

通所介護(通常規模型) 利用料・加算一覧

R6.4改定

通所介護(通常規模型) 費		3~4時間未満	4~5時間未満	5~6時間未満	6~7時間未満	7~8時間未満	8~9時間未満
要介護1	単価(単位)	370	388	570	584	658	669
	1割(円)	375	393	577	592	667	678
	2割(円)	750	786	1154	1184	1334	1356
	3割(円)	1125	1179	1731	1776	2001	2034
要介護2	単価(単位)	423	444	673	689	777	791
	1割(円)	428	450	682	698	787	802
	2割(円)	856	900	1364	1396	1574	1604
	3割(円)	1284	1350	2046	2094	2361	2406
要介護3	単価(単位)	479	502	777	796	900	915
	1割(円)	485	509	787	807	912	927
	2割(円)	970	1018	1574	1614	1824	1854
	3割(円)	1455	1527	2361	2421	2736	2781
要介護4	単価(単位)	533	560	880	901	1023	1041
	1割(円)	540	567	892	913	1037	1055
	2割(円)	1080	1134	1784	1826	2074	2110
	3割(円)	1620	1701	2676	2739	3111	3165
要介護5	単価(単位)	588	617	984	1008	1148	1168
	1割(円)	596	625	997	1022	1164	1184
	2割(円)	1192	1250	1994	2044	2328	2368
	3割(円)	1788	1875	2991	3066	3492	3552

加算一覧		単価(単位)	1割(円)	2割(円)	3割(円)
入浴加算Ⅰ	1回/日	40	40	80	120
入浴加算Ⅱ	1回/日	55	55	110	165
個別機能訓練加算Ⅰ1	1回/日	56	56	112	168
個別機能訓練加算Ⅰ2	1回/日	76	77	154	231
個別機能訓練加算Ⅱ	1回/3か月	20	20	40	60
生活機能向上連携加算Ⅰ ※	1回/3か月	100	101	202	303
生活機能向上連携加算Ⅱ ※	1回/月	200	202	404	606
生活機能向上連携加算Ⅱ2 ※	1回/月	100	101	202	303
ADL維持等加算Ⅱ	1回/月	60	60	120	180
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ ※	1回/6か月	20	20	40	60
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ ※	1回/6か月	5	5	10	15
口腔機能向上加算Ⅱ ※	2回/月	160	162	324	486
科学的介護推進体制加算 ※	1回/月	40	40	80	120
同一建物減算 ※	1回/日	-94	-95	-190	-285
介護職員処遇改善加算Ⅰ ※			所定単位数×59/100		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ ※			所定単位数×10/100		
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※			所定単位数×1.1/100		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)~(Ⅴ)1~14	R6.6より		所定単位数×92/1000~33/1000		
高齢者虐待防止措置未実施減算 ※			所定単位数×-1/100		
業務継続計画未策定減算 ※			所定単位数×-1/100		

通所型サービス(独自) 利用料

通所型サービス(独自) 費		単価(単位)	1割(円)	2割(円)	3割(円)
要支援1	一週あたりの標準的な回数を定める場合(月額)	1798	1823	3646	5469
	日割りの場合	59	59	118	177
	一月あたりの回数を定める場合(1回あたり)	436	442	884	1326
要支援2	一週あたりの標準的な回数を定める場合(月額)	3621	3671	7342	11013
	日割りの場合	119	120	240	360
	一月あたりの回数を定める場合(1回あたり)	447	453	906	1359

・上記通所介護費加算の※項目については共通に算定

・H30年4月より徳島市は「地域区別の単価」が7級地となり、1単位=10.14円となります。

・業務継続計画未策定減算については、感染予防及び蔓延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合にはR7.3.31までの間適用しない。